

第3回国営盛岡南部地区事業構想検討委員会

日時：平成29年2月27日（月）14時00分～16時00分

場所：岩手県水産会館 5階 中会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 出席者紹介
- 4 議 事
 - (1) 国営盛岡南部地区の事業構想（案）について
 - ①整備構想等
 - ②費用対効果
 - (2) 事業実施に対する委員会の意見について
 - (3) その他
- 5 閉 会

【資料一覧】

- ・ 国営盛岡南部地区 事業構想（案）
 - ①整備構想等 資料1
 - ②費用対効果 資料2
- ・ 事業実施に対する県の基本的な考え方 資料3

出席者名簿

○ 国営盛岡南部地区事業構想検討委員会

所 属 名 等	氏 名
岩手大学農学部教授	くら しま えい いち 倉 島 栄 一
岩手大学農学部准教授	きの した ゆき お 木 下 幸 雄
岩手大学農学部准教授	やま もと きよ ひと 山 本 清 仁
日本陸水学会	いち かわ もり お 市 川 杜 夫
地域代表者	さ とう すえ ぞう 佐 藤 末 三

○ 岩手県(事務局)

農林水産部農村計画課	団体指導・国営担当課長	とう ぼい かつ み 東 梅 克 美
	主任主査	みず もと あゆむ 水 本 歩
	主 任	なみ おか ひろ き 並 岡 広 樹
盛岡広域振興局農政部 農村整備室	技術主幹兼農村計画課長	たか ほし けん いち 高 橋 賢 一

国営盛岡南部地区事業構想検討委員会設置要領

(目的)

- 第1 この要領は、盛岡南部地区における国営施設機能保全事業実施要領（平成23年4月1日付22農振第2221号農村振興局長通知（以下、「実施要領」という。））第5の3の（1）による申出書の提出における岩手県の意味決定に当たり、第三者の意見を反映させる仕組みを整備することにより、その意思決定過程の透明性・客観性を確保することを目的とする。

(所掌事項)

- 第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
- (1) 盛岡南部地区における事業構想について調査審議すること。
 - (2) その他必要と認められる事項に関すること。

(組織)

- 第3 委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- 2 委員は、盛岡南部地区事業構想の検討に相当と認められる者のうちから、農林水産部長が委嘱する。
 - 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第4 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。
- 2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
 - 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第5 委員会は農林水産部長が招集する。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 委員会が調査審議する事項に関し、農林水産部長が必要と認めるときは、土地改良事業の専門的な知見を有する者等に助言者として出席を求めることができる。

(調査審議の時期)

第6 調査審議の時期は、次のとおりとする。

- (1) 実施要領第5の3の(1)に基づき、県が東北農政局長に事業実施の申出をする時。
- (2) その他農林水産部長が必要と認める時。

(調査審議の内容)

第7 調査審議の内容は、事業の規模、費用、効果の妥当性等とする。

(調査審議の基準)

第8 調査審議の基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業の実施が、県民の意向及び社会経済情勢に適合し妥当であること。
- (2) 事業の手法が、これに代替する手法と比較して妥当であること。
- (3) 事業の内容が、環境の保全に配慮したものであること。
- (4) 事業に要する費用に見合う効果が得られること。

(委員会の意見)

第9 農林水産部長は、第6に掲げる時期に委員会の意見を参考に、県の意思を決定するとともに、東北農政局長に対し、事業実施を申出するものとする。

(庶務)

第10 委員会の庶務は、農林水産部農村計画課において処理する。

(補則)

第11 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27年10月15日から施行する。

(別記)

盛岡南部地区事業構想検討委員会委員

所属	職名	氏名
岩手大学農学部	教授	くらしま えいち 倉島 栄一
岩手大学農学部	准教授	きのした ゆきお 木下 幸雄
岩手大学農学部	准教授	やまもと きよひと 山本 清仁
日本陸水学会	会員	いちかわ もりお 市川 杜夫
地域代表者		きとう すえぞう 佐藤 末三

委員会の開催状況

年度	委員会	開催日 (場 所)	内 容
27	第 1 回	平成 27 年 11 月 18 日 (水) (盛岡市太田地区 活動センター及び現地)	○ 地区の概要説明及び現地調査
28	第 2 回	平成 28 年 9 月 27 日 (火) (岩手県公会堂)	○ 調査の進め方の報告 ○ 事業構想 (案) (整備構想等) の 検討
	第 3 回 (今回)	平成 29 年 2 月 27 日 (月) (岩手県水産会館)	○ 事業構想 (案) (費用対効果) の 検討 ○ 事業実施に対する意見のとりま とめ
29		平成 29 年 5 月	○ 第 3 回委員会での意見を参考に、 国へ県の意見を提出

国営盛岡南部地区 事業構想（案）

①整備構想等

現時点の事業構想（案）であり、今後の精査等により変更
があり得る。

I 盛岡南部地区の概要

1 整備履歴

- (1) 昭和 34～48 年度の国営雫石川沿岸農業水利事業で、鹿妻穴堰頭首工や用排水路等が整備された。
- (2) 平成元～10 年度には国営盛岡南部農業水利事業で、
- ・ 鹿妻穴堰頭首工が一部改修
 - ・ 用排水路が改修（鹿妻本堰の用排分離とパイプライン化等）
 - ・ 西部揚水機場及び西部用水路が整備された。

関係機関：盛岡市、紫波郡矢巾町、紫波郡紫波町 関係土地改良区：鹿妻穴堰土地改良区 受益面積：4,400ha（盛岡市 1,794ha、矢巾町 2,310ha、紫波町 296ha） （平成 28 年 4 月時点） 受益戸数：4,384 戸 対象施設：鹿妻穴堰頭首工、鹿妻本堰（3.4km）、幹線用水路（13.9km）、西部用水路（6.1km）、鹿妻本堰用水路（11.4km）、鹿妻本堰排水路（4.4km）、西部揚水機場、水管理施設 1 式
--

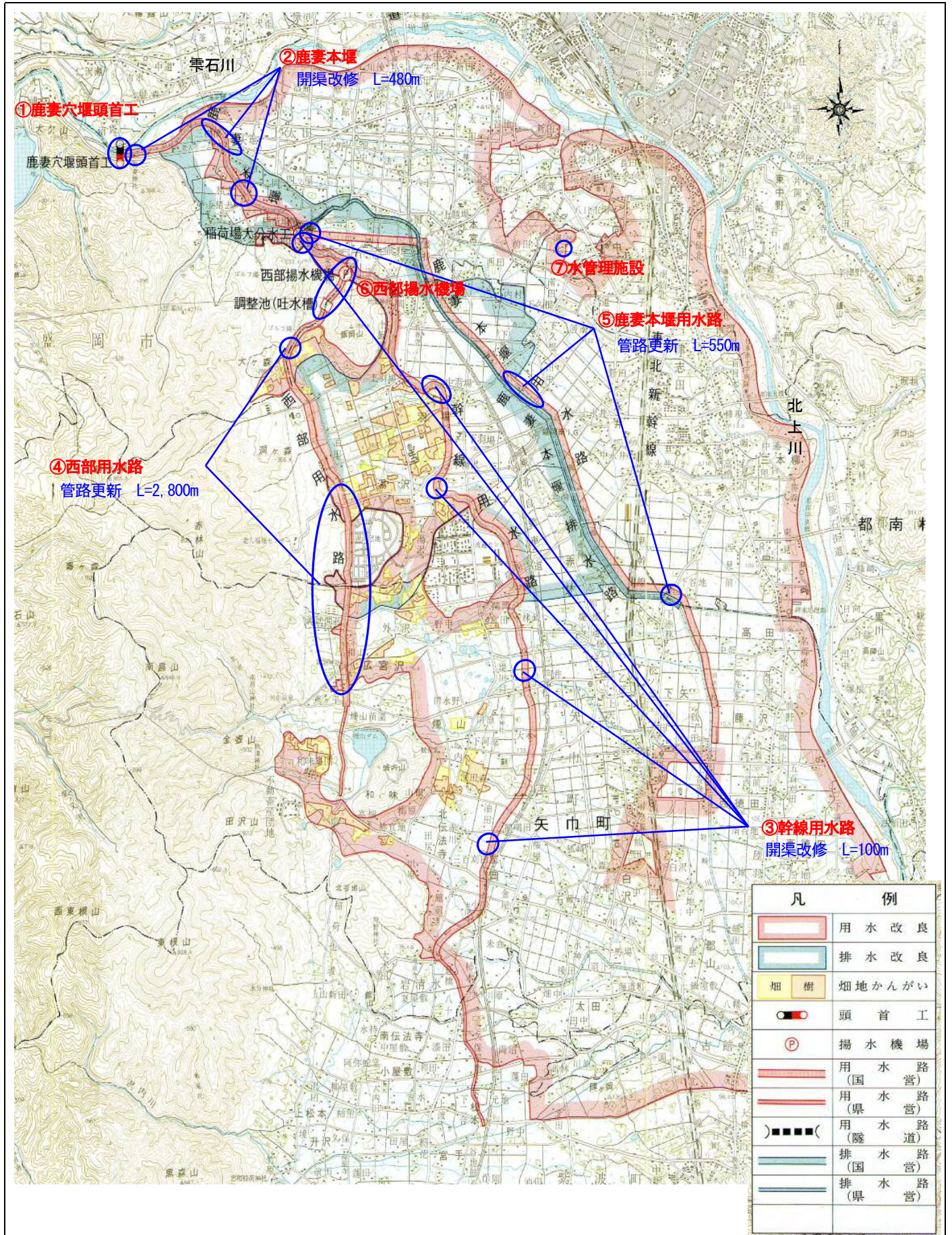
2 施設造成後の経過年数及び施設管理者

施設名	造成年度	経過年数 (完成から H28 まで)	標準耐用年数	管理者
鹿妻穴堰頭首工	S44～S48 (造成) H 元～H10 (改修)	43 年 (造成) (18) 年 (改修)	コンクリート構造物 50 年、 水門 30 年	県※
鹿妻本堰	H 6～H10	18 年	40 年	〃
幹線用水路	H 2～H10	18 年	40 年	県※ 鹿妻穴堰土地改良区
西部用水路	H 8～H10	18 年	40 年	鹿妻穴堰土地改良区
鹿妻本堰用水路	H 3～H10	18 年	40 年	〃
鹿妻本堰排水路	H 5～H10	18 年	40 年	〃
西部揚水機場	H 8～H10	18 年	建屋 45 年、ポンプ 20 年	県※
水管理施設	H 8～H10	18 年	建屋 45 年、機器 10 年	鹿妻穴堰土地改良区

(※施設の操作は、鹿妻穴堰土地改良区に委託)

鹿妻穴堰頭首工は整備後 40 年以上、用水路等は整備後約 20 年が経過し、経年劣化による機能低下が生じている施設がある。

II 主要施設位置図（整備箇所位置図）



III 主な施設の現状（機能診断結果）と整備構想

① 鹿妻穴堰頭首工

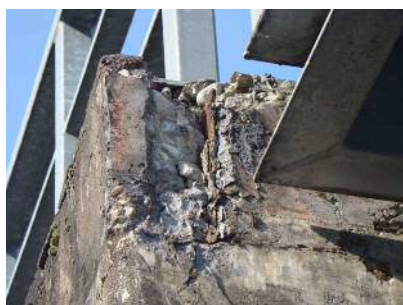
(1) 現状（機能診断結果）

機能診断結果		健全度評価	
コンクリート 構造物	護床工、取付水路、沈砂池、土砂吐堰柱	・接水部の流水等の影響による摩耗 ・凍害によるひび割れ、剥落	S-3 (要補修)
機械設備	ゲート、電気設備、操作盤	・流水や流砂による塗装劣化 ・電気機器の経年劣化、交換部品の入手困難	—

鹿妻穴堰頭首工（全景）



土砂吐堰柱（鉄筋露出）



取付水路（コンクリート剥落）



洪水吐ゲート（塗装劣化）



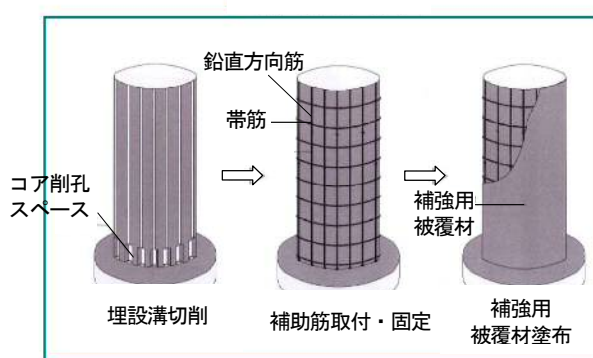
(2) 整備構想

整備構想		
コンクリート 構造物	取付水路、沈砂池	ひび割れ補修、FRPM 板パネル接着、目地補修
	護床工	高強度コンクリートパネル
	土砂吐堰柱、洪水吐堰柱	ひび割れ補修、耐震化補強（モルタル補強 ATP 工法、等）
機械設備	ゲート	塗替塗装等補修整備
	電気設備、操作盤	更新

取付水路（FRPM 板パネル接着）





土砂吐堰柱（モルタル補強 ATP 工法）



② 鹿妻本堰


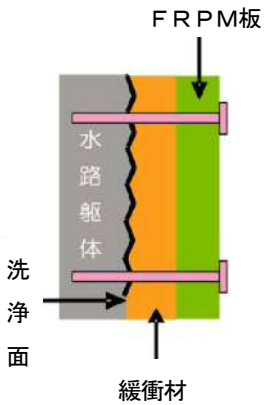
(1) 現状（機能診断結果）

機能診断結果			健全度評価
コンクリート構造物	開水路 B5.5m×H2.2m ～B5.5m×H2.0m	接水部の流水等の影響による摩耗	S-3 (要補修)
機械設備	分水工ゲート、 水位調整施設、 除塵機	経年劣化	—

<p>鹿妻本堰（全景）</p> 	<p>接水部の摩耗状況</p> 
--	---

(2) 整備構想

整備構想		
コンクリート構造物	開水路 B5.5m×H2.2m ～B5.0m×H2.0m L=480m	FRPM 板パネル接着
機械設備	分水工ゲート、水位調整施設、除塵機	塗替塗装等補修整備

<p>開水路（FRPM 板パネル接着）</p> 	<p>●施工断面のイメージ</p> 
---	--

④ 西部用水路

(1) 現状（機能診断結果）

機能診断結果		健全度評価	
土木設備	管水路 (FRPM 管) φ 1,000mm~700mm	<ul style="list-style-type: none"> 地下水位の変動により基礎砂が流出したと推測される箇所、許容値（目安 5%）を超えるたわみ ひび割れ 	S-3 (要補修)
機械設備	空気弁	経年劣化（腐食）	—

管水路（内部の状況）



管内部のたわみ状況の調査



空気弁（錆の発生）



(2) 整備構想

整備構想		
土木設備	管水路（FRPM 管同等以上、市道横断部 DCIP 管） φ 1,000mm~700mm L=2,800m	更新
機械設備	空気弁	更新

前回（第2回）委員会における意見

「道路下に管が埋設されていることを示す看板を設置すれば、住民に埋設管について関心をもってもらうことができるのではないか。」

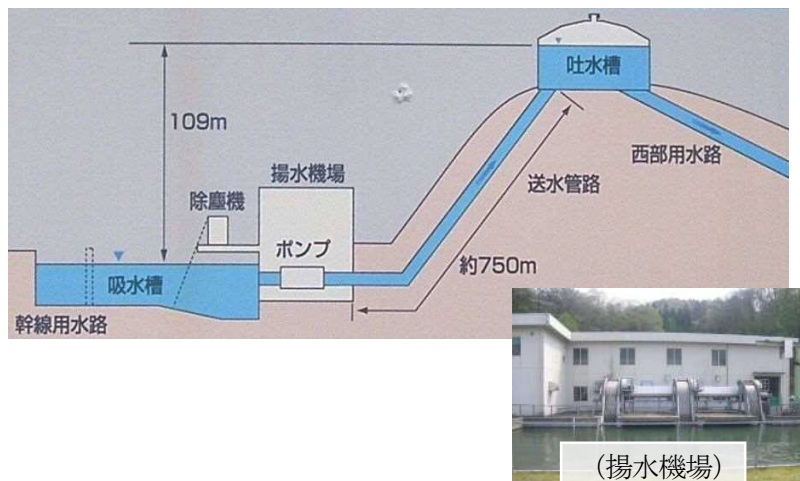
については、国に申し入れ済。

⑥ 西部揚水機場

(1) 現状（機能診断結果）

機能診断結果			健全度評価
土木設備	建屋	経年劣化による建屋の屋上の雨漏り	S-3 (要補修)
機械設備	除塵機、電気設備	<ul style="list-style-type: none"> 除塵機の経年劣化 電気機器の経年劣化、交換部品の入手困難 	—

施設概念図



ポンプ設備



(2) 整備構想

整備構想		
土木設備	建屋	屋上防水材塗布
	吐水槽	耐震化補強 (PC 鋼材)
機械設備	ポンプ	分解整備 (劣化部補修)
	除塵機	塗替塗装等補修整備
	電気設備	更新

健全度評価と対応する対策の目安



健全度指標	健全度指標の定義	コンクリート構造物における複合的劣化の場合の現象例	対応する対策の目安
S-5	変状がほとんど認められない状態	①新設時点とほぼ同等	対策不要
S-4	軽微な変状が認められる状態	①コンクリートに軽微なひび割れや摩耗が生じている ②目地や構造物周辺に軽微な変状が認められるが、通常の使用に問題はない	要観察
S-3	<ul style="list-style-type: none"> 変状が顕著に認められる状態 劣化の進行を遅らせる補修工事が必要な状態 	①鉄筋に達するひび割れが生じている。あるいは鉄筋腐食によるコンクリートの剥離・剥落が生じている ②摩耗により、骨材の脱落が生じている	要補修
S-2	<ul style="list-style-type: none"> 施設の構造的安定性に影響を及ぼす変状が認められる状態 補強を伴う工事が必要な状態 	①コンクリートや鉄筋断面が一部で欠損している ②地盤変形や背面土圧の増加によりコンクリート躯体に明らかな変状が生じている	要補強
S-1	<ul style="list-style-type: none"> 施設の構造的安定性に重大な影響を及ぼす変状が複数認められる状態 近い将来に施設機能が失われる、または著しく低下するリスクが高い状態 施設の改築が必要な状態 	①貫通ひび割れが拡大し、鉄筋の有効断面が大幅に縮小している（S-2に評価される変状が更に進行）	要改築

Ⅳ 概算事業費

- (1) 関係市町村：盛岡市、矢巾町、紫波町
 (2) 受益面積：4,400ha（平成28年4月時点）
 (3) 概算事業費：40億円（平成28年度単価）
 うち負担対象事業費：36億4,200万円

区分	事業費（単位：千円）			主要工事	
		老朽化 対策	耐震化 対策		
負担対象	工事費	2,975,000	2,785,000	190,000	
	①鹿妻穴堰頭首工	577,000	407,000	170,000	取付水路・沈砂池・護床工補修 附帯設備補修・更新 土砂吐堰柱・洪水吐堰柱耐震化補強
	②鹿妻本堰	357,000	357,000		断面補修L=480m 附帯設備補修
	③幹線用水路	27,000	27,000		断面補修L=100m 附帯設備補修
	④西部用水路	954,000	938,000	16,000	管水路更新L=2,800m 附帯設備更新 市道横断部耐震化
	⑤鹿妻本堰用水路	251,000	251,000		管水路更新L=550m 附帯設備更新
	⑥西部揚水機場	410,000	406,000	4,000	建屋屋上防水材塗布 附帯設備補修・更新 吐水槽耐震化補強
	⑦水管理施設	399,000	399,000		建屋屋上防水材塗布 電気通信設備更新
	測量設計費	533,000	513,000	20,000	
	用地費及び補償費	124,000	124,000		
機械器具費	10,000	10,000			
計	3,642,000	3,432,000	210,000		
負担対象外	営繕費	35,000	35,000		
	宿舍費	21,000	21,000		
	工事諸費	302,000	302,000		
	計	358,000	358,000		
合計	4,000,000	3,790,000	210,000		

V 環境配慮

1 環境配慮にあたり考慮すべき種

国では、文献や既存資料の調査、環境調査の結果を踏まえ、環境配慮にあたり考慮すべき種を次のとおり選定。

施設	種名	選定の考え方
A	魚類①	<ul style="list-style-type: none"> 環境調査で、地区内で生息を確認。 工事の際、濁水の発生や土砂流出が想定される。 濁水の発生や土砂流出があった場合、影響を受けると考えられる。
	魚類②	
	魚類③	
	魚類④	
	魚類⑤	<ul style="list-style-type: none"> 施設操作者からの聞き取りによれば、地区内に生息。 工事の際、濁水の発生や土砂流出が想定される。 濁水の発生や土砂流出があった場合、影響を受けると考えられる。
	鳥類①	<ul style="list-style-type: none"> 環境調査で、地区内で生息を確認。 工事の際、騒音が想定される。 行動圏の範囲によっては、工事による影響を受ける可能性あり。
	鳥類②	
	鳥類③	
	鳥類④	
	鳥類⑤	
鳥類⑥		
鳥類⑦	<ul style="list-style-type: none"> 地区内で確認されることが多く、採餌活動を行っていると考えられる。 工事による影響を受ける可能性あり。 	
鳥類⑧		
植物①	<ul style="list-style-type: none"> 環境調査で、地区内で生育を確認。 工事の影響が懸念される。 	

2 環境配慮基本方針

国では環境配慮基本方針を次のとおり取りまとめ。

考慮すべき種	環境配慮基本方針
魚類①～⑤	工事の際、土砂や濁水が流出しないよう留意する。
鳥類①～⑧	工事の際、騒音・振動の軽減に留意する。
植物①	工事の際、植生の維持に努める。
景観 (鹿妻穴堰頭首工)	ゲートの補修にあたっては、その色彩について、周辺の景観と調和するよう配慮する。
その他	工事の際、騒音・振動の軽減に留意する等、周辺環境に影響を与えないように配慮する。

前回（第2回）委員会における意見

「魚類及び鳥類については、濁水、騒音等のほか、施工時期にも配慮願いたい。
（魚類であれば産卵期や遡上時期、鳥類であれば繁殖期や営巣期など。）」

「水路や頭首工の工事の際に土砂が流出すること以外に、重機が走行した後の
草地等に雨が降り、土砂が流出する場合があることにも留意願いたい。」

については、国に申し入れ済。

国営盛岡南部地区 事業構想（案）

②費用対効果

現時点の事業構想（案）であり、今後の精査等により変更
があり得る。

I 費用対効果

1 作付計画

地目	作物	現況作付面積 ^{※2} (ha)	計画作付面積 ^{※3} (ha)	受益面積 (ha)	
水田 ^{※1}	水稲	主食用米	2,592	2,592	
		加工用米	124	124	
		飼料用米	156	156	
	小麦	497	497		
	大豆	188	188		
	トマト	115	115		
	ねぎ	100	100		
	自己保全管理	156	156		
	計	3,928	3,928	4,166	
畑	きゅうり	50	50		
	ねぎ	72	72		
	計	122	122	122	
樹園地	りんご	112	112		
	計	112	112	112	
	合計	4,162	4,162	4,400	

※1 水田の作付面積(3,928ha)は、受益面積(4,166ha)に農林水産統計年報から求めた関係市町の本地率(94.3%)を乗じて算定。

$$4,166\text{ha} \times 94.3\% = 3,928\text{ha}$$

※2 各作物の作付面積について、水田は市町が把握している生産調整実績(平成23年度から平成27年度の平均)、畑と樹園地は平成26年度に行った現地調査の結果を基本としている。

※3 事業実施により、現況の農業生産が継続されるものと想定し、「現況作付面積=計画作付面積」としている。

2 費用対効果

(1) 費用対効果の考え方

(平成 19 年 3 月に国が制定した「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針」による)

- ①費用： ア 当該事業の事業費
イ 当該事業の事業計画に位置付けられた**関連事業の事業費**
ウ 当該事業及び関連事業により整備される施設並びに当該事業の受益地域内で一体的に効果が発揮される施設の**評価期間（当該事業の工事期間+40 年）における再整備に要する事業費等**
- ア～ウの合計額
- ②効果：当該事業の実施によって整備された施設等が耐用年数に至り、その機能を失うまでの期間に発現する長期的な効果
(当該事業の実施により**評価期間（当該事業の工事期間+40 年）に発現する効果**)

費用対効果＝②効果／①費用

(ただし、①費用も②効果も、現在価値化*する。)

⇒ 事業要件として、この費用対効果が 1.0 以上であることが必要

※現在価値化：現在の価格と将来の価格は、実質的な価値に差がある。
その差の度合いを割引率といい、この割引率により将来の価値を現在の価値に置き換えることを現在価値化という。

【例】割引率：0.04

1 年後の 100 円を現在価値化すると、 $100/1.04=96$ 円

2 年後の 100 円を現在価値化すると、 $100/(1.04 \times 1.04) = 92$ 円

(2) 盛岡南部地区における費用

- ア 当該事業による事業費を現在価値化 3,007 百万円
イ 関連事業の事業費を現在価値化 0 百万円 (関連事業なし)
ウ 評価期間(48 年間)における再整備に要する事業費等を現在価値化 38,035 百万円

ゆえに、費用＝ア＋イ＋ウ＝41,042 百万円

(3) 盛岡南部地区における効果

老朽化が進行している頭首工、用水路、揚水機場等を改修することで、用水の安定供給の確保を図り、受益地における農業生産が維持され、食料の安定供給に寄与。

区分 効果項目	年総効果 (便益) 額	効果の内容																												
食料の安定供給の確保に関する効果																														
作物生産 効果	2,060 百万円 /年	<p>事業を実施すれば、これまでどおりの用水が確保され、作物の生産量が維持される。</p> <p>事業を実施しなければ、これまでどおりの用水が確保されず、作物の生産量が減少する。</p> <p>それぞれの場合の利益の差を、効果額とするもの。</p> <p>【算定例：水稲（主食用米）】</p> <p>単収（事業実施）：581kg/10a・・・①</p> <p>単収（事業未実施）：182kg/10a・・・②</p> <p>作付面積：2,592ha・・・・・・・・③</p> <p>生産物単価：190 千円/t・・・・・・・・④</p> <p>純益率：77%・・・・・・・・⑤</p> <p>(事業実施利益)</p> <p>①×③×④×⑤＝2,203 百万円・・・・⑥</p> <p>(事業未実施利益)</p> <p>②×③×④×⑤＝690 百万円・・・・⑦</p> <p>(効果)</p> <p>⑥－⑦＝1,513 百万円</p>																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>作物</th> <th>利益の差 (効果額) (百万円/年)</th> <th>(参考) 生産量の差 (t/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水稲(主食用米)</td> <td>1,513</td> <td>10,342</td> </tr> <tr> <td>水稲(加工用米)</td> <td>51</td> <td>495</td> </tr> <tr> <td>小麦</td> <td>2</td> <td>119</td> </tr> <tr> <td>大豆</td> <td>5</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>トマト</td> <td>250</td> <td>1,173</td> </tr> <tr> <td>ねぎ</td> <td>113</td> <td>565</td> </tr> <tr> <td>きゅうり</td> <td>80</td> <td>409</td> </tr> <tr> <td>りんご</td> <td>46</td> <td>276</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,060</td> <td>13,437</td> </tr> </tbody> </table>	作物	利益の差 (効果額) (百万円/年)	(参考) 生産量の差 (t/年)	水稲(主食用米)	1,513	10,342	水稲(加工用米)	51	495	小麦	2	119	大豆	5	58	トマト	250	1,173	ねぎ	113	565	きゅうり	80	409	りんご	46	276	計
作物	利益の差 (効果額) (百万円/年)	(参考) 生産量の差 (t/年)																												
水稲(主食用米)	1,513	10,342																												
水稲(加工用米)	51	495																												
小麦	2	119																												
大豆	5	58																												
トマト	250	1,173																												
ねぎ	113	565																												
きゅうり	80	409																												
りんご	46	276																												
計	2,060	13,437																												

区分 効果項目	年総効果 (便益) 額	効果の内容
品質向上 効果	14 百万円 /年	<p>事業を実施すれば、これまでどおりの用水が確保され、作物の品質が維持される。</p> <p>事業を実施しなければ、これまでどおりの用水が確保されず、作物の品質が低下する。</p> <p>それぞれの場合の生産物の価格の差を、効果額とするもの。</p> <p>【算定例：きゅうり】</p> <p>単収：5,456kg/10a・・・・・・・・・・①</p> <p>作付面積：50ha・・・・・・・・・・②</p> <p>生産物単価（事業実施）：242 千円/t・・・③</p> <p>生産物単価（事業未実施）：239 千円/t・・・④</p> <p>(事業実施生産物価格)</p> <p>①×②×③=660 百万円・・・⑤</p> <p>(事業未実施生産物価格)</p> <p>①×②×④=652 百万円・・・⑥</p> <p>(効果)</p> <p>⑤－⑥= 8 百万円</p>
営農経費 節減効果	△240 百万円 /年	<p>事業を実施すれば、これまでどおりの用水が確保され、用水管理が必要となる。</p> <p>事業を実施しなければ、用水が確保されず、用水管理が不要となる。</p> <p>このため、特に水稻において、事業を実施した場合の方が労働費が高くなることから、全体では効果がマイナスとなるもの。</p>
維持管理費 節減効果	△69 百万円 /年	<p>事業を実施すれば、施設が存続するため、これまでどおりの維持管理が必要となる。</p> <p>事業を実施しなければ、機能が失われるため、安全管理など最低限必要な維持管理となる。</p> <p>このため、事業を実施した場合の方が維持管理費が高くなることから、効果がマイナスとなるもの。</p> <p>効果算定上はマイナスだが、事業により施設の長寿命化が図られるため、実際の維持管理費は軽減される。</p>

区分 効果項目	年総効果 (便益) 額	効果の内容
その他の効果		
国産農産物 安定供給 効果	260 百万円 /年	事業を実施した場合は、事業を実施しなかった場合に比べ、国産農産物の安定供給が維持される。 この国産農産物の安定供給が維持されることに對し国民が感じる「安心感」を金額評価し、効果額とするもの。
合計	2,024 百万円 /年	

※百万円単位で四捨五入しているため、合計が一致しない。

(4) 盛岡南部地区における費用対効果

区分	数値	備考
① 総費用（現在価値化）（②＋③）	41,042 百万円	
② 当該事業による費用	3,007 百万円	当該事業の事業費を現在価値化
③ その他費用 (再整備費等)	38,035 百万円	評価期間における当該事業以外の事業費を現在価値化
④ 年総効果（便益）額（ Σ ⑤～⑨）	2,024 百万円/年	
⑤ 作物生産効果	2,060 百万円/年	
⑥ 品質向上効果	14 百万円/年	
⑦ 営農経費節減効果	Δ 240 百万円/年	
⑧ 維持管理費節減効果	Δ 69 百万円/年	
⑨ 国産農産物安定供給効果	260 百万円/年	
⑩ 評価期間 (当該事業の工事期間 8 年 + 40 年)	48 年	
⑪ 割引率	0.04	
⑫ 総便益額（現在価値化）	44,744 百万円	評価期間における「④年総効果(便益)額」を現在価値化
⑬ 総費用総便益比（⑫／①）	1.09	≥ 1.00

II 事業工期と負担割合

1 事業工期

平成30年度～平成37年度（8年間）

2 負担割合（国から示されている地方公共団体の負担割合の指針）

(1) 老朽化対策

国	県	市町	農家	計
2 / 3 (66.6%)	19.4%	9.0%	5.0%	100%

(2) 耐震化対策

国	県	市町	農家	計
2 / 3 (66.6%)	30.0%	3.4%	—	100%

事業実施に対する県の基本的な考え方

- (1) 盛岡南部地区では、鹿妻穴堰頭首工は整備後 40 年以上、用水路等は整備後約 20 年が経過し、経年劣化による機能低下が生じている施設があるため、農業用水の安定供給や施設の維持管理に支障を来している。
- (2) 特に、公道（市道、町道）に埋設されている管水路（西部用水路）については、漏水により公道が損壊し、通行に支障を及ぼす事故が過去に発生している。
- (3) このため、施設を管理している鹿妻穴堰土地改良区では、国営土地改良事業による早急な整備を望んでいる。
- (4) 県としては、土地改良区の意向を踏まえ、
 - ① 当地域の農業振興上、農業用水の安定供給が必要不可欠であること
 - ② 漏水等による事故の発生を未然に防止する対策が必要であることなどから、「事業実施が必要」と考える。